

【諮問第29号】

6川公審第5号
平成6年9月27日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成5年9月3日付け5川建審第108号の2をもって川崎市長から諮問のありました「 区 の（仮称） ホテル建設にかかる建築確認申請書類および添付書類」の一部非公開の件について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

区 の(仮称) ホテル建設にかかる建築確認申請の申請書類および添付書類(以下「建築確認申請書類等」という。)の一部公開処分で非公開となった距離証明書および合議票は、公開することが妥当である。

2 不服申立ての趣旨および経緯

- (1) 不服申立人は、平成5年6月8日、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)6条の規定に基づき、上記の建築確認申請書類等の閲覧請求をした。
- (2) 実施機関である川崎市長(以下「実施機関」という。)は、建築確認申請書類等は設計等に関するノウハウ等が含まれていることや、建築基準法93条の2の規定により閲覧の範囲が制限されていること、さらに機関内部における公正または適正な意思決定に著しい支障が生じる恐れがあり、条例7条1項2・3・4号に該当するとして、建築確認申請書のうちの建築計画概要書の範囲、建築計画概要書、付近見取図、配置図、日影図および委任状以外の書類を非公開とする一部公開処分とし、同月22日付けで不服申立人に通知した。
- (3) 不服申立人は前項の処分を不服として、同年8月17日、条例14条1項の規定に基づき、非公開処分となった建築確認申請書類等のうち距離証明書および合議票についてのみ再度閲覧を求める不服申立てを行った。(当審査会諮問29号事件)
- (4) 当審査会は、実施機関から同年10月8日付け非公開処分にかかる理由説明書と関係資料の提出を受け、平成6年2月24日不服申立人からの口頭意見陳述を聴取するとともに、同年3月26日実施機関からの事情聴取を行った。

3 審査会の判断

- (1) 本件の当初の請求対象公文書は、区 の(仮称) ホテルの建設にかかる建築確認申請書類等であるが、実施機関の一部公開処分で非公開となったうちの距離証明書(証明願・証明書)および合議票について不服審査をした。

距離証明書と合議票の公開を求める不服申立人の主張は、「確認申請提出書類のうち当該書類に関しては、法律や条例の中に明文化されているものではなく、あくまで実施機関の取り決めであるので、建築基準法外の書類であり、非公開の理由に当たらない」というものである。

たしかに建築基準法93条の2は、確認の申請書に関する図書のうち一定のものにつき、請求があった場合に閲覧させなければならない旨を定めている。それに関して実施機関は、そこに定められたもの以外は閲覧させる必要がないという前提に立って、距離証明書および合議票が建築基準法関連の書類であると主張している。

当審査会は、建築基準法93条の2の規定は、閲覧に供すべきことを法律で特に定めたものにすぎず、それ以外のものの公開の是非については、別途に公開原則の条例に則して判断すべきものであると解する。

- (2) 次に、距離証明書の別の非公開理由について、実施機関は、「法令で定められた書類ではないが、建築確認事務の適正執行を図る必要性から、内規である『旅館業法による営業許可申請とこれに係る建築基準法による建築確認申請との取扱いについて』に基づき、確認申請書に添付されている」ものであるが、距離証明書には「事業を営む個人の情報があり、公開することは当該個人の活動利益を害する」とも主張する。

また、合議票について、実施機関は、「建築基準法93条4項により、『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』(昭和45年法律第20号)に該当する建築物の確

認申請を受理した場合は、建築主事は保健所長に通知しなければならない。また、同条5項により、保健所長は必要があると認めるときは建築主事に意見を述べるができることになっており、建築主事はこれらの意見を検討して確認処分を行う」と説明する。

そして合議票を非公開にした別の理由として、「これらの手続きは機関内部の意思決定過程の情報であり、公開することは今後の公正・適正な意思決定に支障を来す」ので、条例7条1項3号アに該当するとした。

これに対し不服申立人は、実施機関が合議票の非公開の理由とした「公正・適正な意思決定（建築確認処分）に著しい支障を生ずる恐れ」について、「本件は既に建築許可がなされているので、意思決定後の情報である」と主張している。

そこで当審査会が判断するのに、不服申立人が不服申立てを行ったのは平成5年8月17日であるが、既に平成3年10月1日に距離証明書の交付が、平成4年9月11日には合議票の交付が行われており（建築確認処分は同月21日）、本件が時限秘切れの状況にあるのは否定し難い。

また、本件不服申立ての時点においては、それらは不服申立人が主張するように既に「意思決定後の情報」となっており、行政の意思決定および建築主に不利益をもたらす根拠に乏しいと考えられる。

さらに、実施機関は、合議票について、「旅館業法による申請の場合には『地域住民と合意の上で申請すること』などの意見が付されることもあり、これらを公開すると建築反対の働き掛けなどが予想され、建築主が不利益をこうむることも考えられる」とも主張している。

しかし、当審査会の調査では、不服申立人が入手している平成5年12月3日付け市長名回答文書にかんがみれば、本件合議票の保健所の回答欄には「地域住民と合意の上で申請すること」が「注意事項」として記載されていることが判明しており、これらは別途旅館業許可に関する事項であって誤解の余地はないと認められる。

従って、建築確認申請書の添付書類のうち非公開処分とした距離証明書および合議票は、公開が妥当であると判断する。

なお、当審査会は、本件の審査に当たり、同一不服申立人から同時に出された「川崎市旅館業等建設対策協議会の議事録の閲覧等請求に対する拒否処分に係る不服申立て」（諮問27号事件）と一括並行審査したことを付記する。